

# 参考資料集

- 【資料1】 兵庫県森林組合連合会の概要（R4.6月時点）
- 【資料2】 県森連の決算の推移
- 【資料3】 施設整備補助事業（H26～28）の概要
- 【資料4】 当初事業計画（H26.7）の概要
- 【資料5】 兵庫県be材供給協議会（H26.11.11設立）
- 【資料6】 資金需要のフロー
- 【資料7】 経営改善計画策定当時（H30）の経営状況
- 【資料8】 燃料の違いによる電力買取価格の違い等
- 【資料9】 経営改善計画（H30.12）の収支計画
- 【資料10】 経営改善計画（H30.12）の実行
- 【資料11】 素材生産量と丸太価格の推移（H15～R4）
- 【資料12】 be材供給センター原木集荷量の推移
- 【資料13】 県内外の木質バイオマス発電施設
- 【資料14】 県内用途別素材生産量の推移（H26～R4）
- 【資料15】 包括外部監査による指摘
- 【資料16】 R4森林組合機能強化資金貸付金要綱

# 【資料1】 兵庫県森林組合連合会の概要（R4.6月時点）

## (1) 根拠法 森林組合法

- ア 構成員 県下17森林組合
- イ 所管行政庁 農林水産大臣（法第119条）

## (2) 役員

会長	副会長
石堂 則本（H21～R2）	中尾 正文（H22～R2）
谷 公一（R2～ ）	石川 憲幸（R2～ ）

## (3) 従業員 27名

## (4) 事業

- ア 指導部門 森林組合法に基づく、森林組合への監査指導
- イ 販売部門 森林組合への安全具や苗木等の資材販売
- ウ 加工部門 木質バイオマス燃料用チップの製造販売
- エ 森林経営部門 自己所有林等での森林整備事業の実施
- オ 森林整備部門 森林組合未設置市町(神戸市等)における森林整備事業の実施

## (5) 主な保有資産及び債務

- ア 主な資産 兵庫県林業会館（土地及び区分所有）， be材供給センター
- イ 主な負債
  - (ア)長期借入 2件計2.10億円（不動産担保）
  - (イ)短期借入 兵庫県他1 9.21億円
- ウ その他 太陽光発電運営子会社（出資100%）  
※現在、県とKenes、朝来市を相手に特定調停中

# 【資料2】 県森連の決算の推移

## 【貸借対照表の推移（H26.6月～R4.6月）】

（単位：百万円）

事業年度		H26.6月	H27.6月	H28.6月	H29.6月	H30.6月	R1.6月	R2.6月	R3.6月	R4.6月
資産	流動資産	414	489	583	619	362	689	745	771	727
	うち現金預金	269	383	313	344	168	395	333	496	443
	うち棚卸資産	—	23	156	92	66	125	264	82	127
	固定資産	481	521	661	685	703	913	886	828	782
	繰延資産	—	2	38	63	49	35	20	6	0
	資産合計	895	1,013	1,282	1,367	1,114	1,637	1,650	1,605	1,508
負債・資本	流動負債	299	369	500	541	534	891	966	1,051	1,059
	固定負債	73	115	251	294	188	403	356	296	241
	純資産	522	528	532	532	392	343	328	258	208
	負債・純資産合計	895	1,013	1,282	1,367	1,114	1,637	1,650	1,605	1,508

# 【資料3】 施設整備補助事業（H26～28）の概要

森林整備加速化・林業再生事業（木質バイオマス利用施設等整備）

スギ、ヒノキ未利用間伐材の活用機材の整備や、木質バイオマスの供給、木質バイオマスエネルギー利用に必要な施設等の整備について、補助率1/2以内で助成

## 未利用間伐材等 活用機材整備



(例) 移動式木材破砕機  
グラブ輸送用コンテナ  
機械保管倉庫 等

## 木質バイオマス供給施設整備

(供給施設装置・エネルギー供給用機械)



(例) 木質燃料製造・木質バイオマス発電施設 等  
原料・製品・機械等の貯蔵・保管庫、管理棟 等  
フォークリフト・クレーン・燃料配送車 等

## 木質バイオマスエネ ルギー利用施設整備



(例) 木質資源利用ボイラー 等  
ペレットストーブ 等  
燃料貯蔵庫、投入施設 等

### 1 採択基準

- ・整備する施設の受益者（森林所有者等）が、原則として5戸以上あること。
- ・未利用木質資源の利用促進に関する県の目標数値の達成に必要なことが明らかであること。
- ・スギ、ヒノキの間伐材等の安定取引協定を締結すること。（活用機材、供給施設が対象）
- ・スギ、ヒノキの間伐材等を原料とした燃料用チップ、ペレット等の安定取引協定を締結すること（利用施設が対象）
- ・事業活動が継続的、かつ適正に運営されることが確実であると認められること。

### 2 交付率

- ・整備価格の1/2以内で助成。

### 3 事業計画

- ・収支を伴う施設は、事業計画の経営診断により適切な運営が認められること。
- ・事業実施年度の翌年度から3年目の目標値を達成することが必要。

### 4 その他

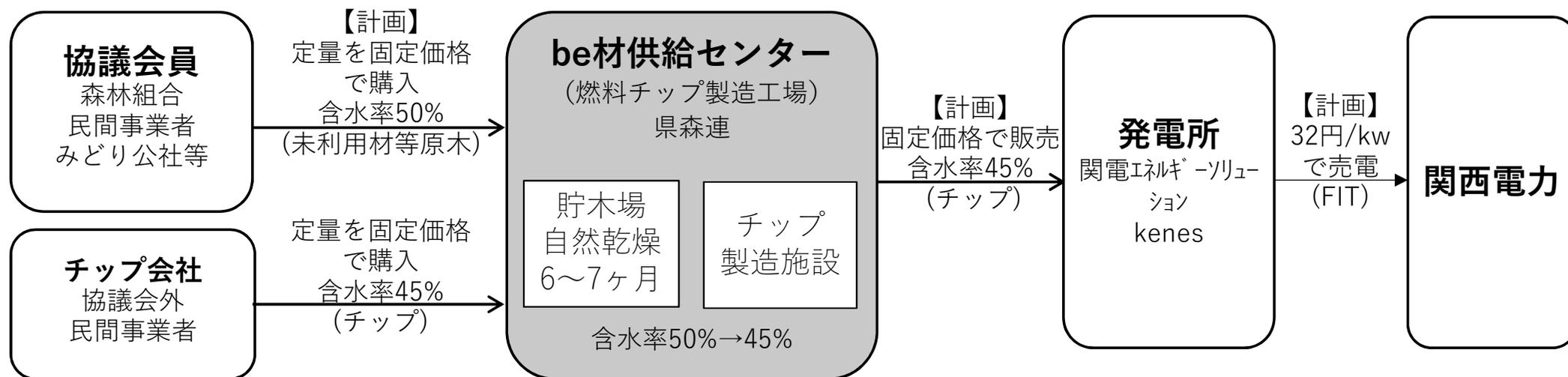
- ・整備した施設は、耐用年数の期間内での売却等の処分はできません。
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が適用されます。

# 【資料4】当初事業計画（H26.7）の概要

## 【be材供給センター長期事業収支（当初計画）】

（単位：百万円）

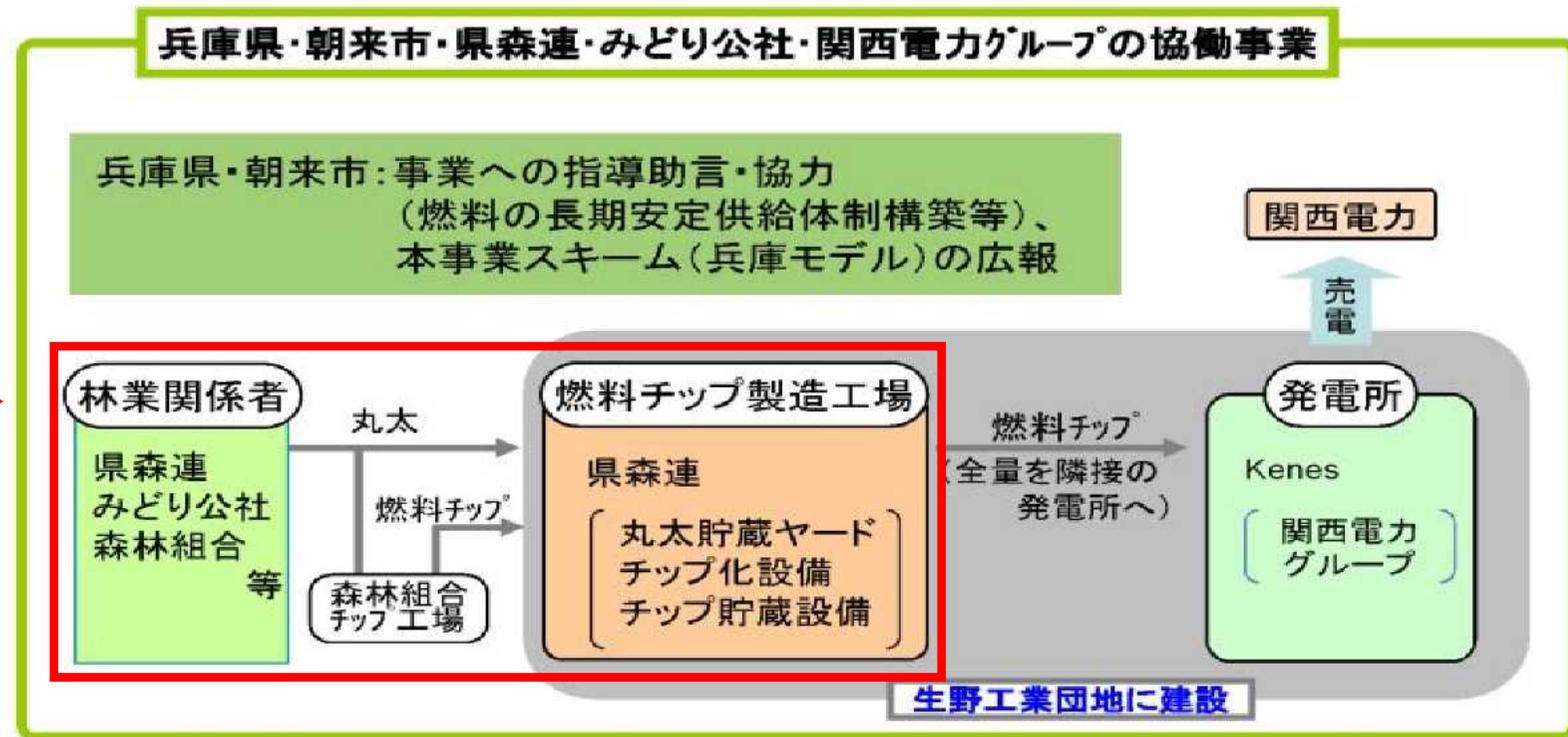
事業年度		H29.6月	H30.6月	R1.6月	R2.6月	R3.6月	R4.6月	R5.6月	R6.6月	R7.6月	R10.6月	R19.6月
当初計画	売上	408	625	625	625	625	625	625	625	625	625	260
	原価	343	535	535	535	535	535	535	535	535	535	223
	管理費	51	87	88	88	88	89	89	89	74	64	28
	うち償却費	(16)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(27)	(11)	
	その他	14	24	24	24	24	16	10	10	10	10	4
	支出計	409	647	647	647	648	648	634	635	619	610	255
	収支差	▲ 1	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 23	▲ 23	▲ 9	▲ 10	6	15	5



【バイオマス発電燃料用チップ供給体制フロー（当初計画）】

# 【資料5】兵庫県be材供給協議会（H26.11.11設立）

区分	会員
集積基地 (3)	兵庫県森林組合連合会be材供給センター(1)、民間製材業者(1)、木材市場(1)
生産基地 (6)	チップ製造業者等（森林組合(3)、民間(3)）
森林組合 (11)	森林組合(11)
民間事業者 (7)	民間(7)
大規模森林所有者 (3)	兵庫みどり公社(1)、民間事業者(2)



【兵庫県be材供給協議会の構成メンバーと役割】

# 【資料6】資金需要のフロー

## 【資金需要のフロー】

区分	当年度												次年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月		
資金需要①	購入	乾燥（6～7ヶ月）						販売													
資金需要②		購入	乾燥（6～7ヶ月）						販売												
資金需要③			購入	乾燥（6～7ヶ月）						販売											
資金需要④				購入	乾燥（6～7ヶ月）						販売										
資金需要⑤					購入	乾燥（6～7ヶ月）						販売									
資金需要⑥						購入	乾燥（6～7ヶ月）						販売								
資金需要⑦							購入	乾燥（6～7ヶ月）							販売						
資金需要⑧								購入	乾燥（6～7ヶ月）								販売				
資金需要⑨									購入	乾燥（6～7ヶ月）								販売			
資金需要⑩										購入	乾燥（6～7ヶ月）								販売		
資金需要⑪											購入	乾燥（6～7ヶ月）								販売	
資金需要⑫												購入	乾燥（6～7ヶ月）								販売

# 【資料7】 経営改善計画策定当時（H30）の経営状況

## 【be材供給センター当初計画と実績（～H30）】

（単位：百万円）

事業年度		H29.6月	H30.6月	R1.6月	R2.6月	R3.6月
当初計画	売上	408	625	625	625	625
	原価	343	535	535	535	535
	管理費	51	87	88	88	88
	うち償却費	(16)	(27)	(27)	(27)	(27)
	その他	14	24	24	24	24
	支出計	409	647	647	647	648
	収支差	▲ 1	▲ 22	▲ 22	▲ 22	▲ 23
実績	売上	403	533			
	原価	353	511			
	管理費	51	85			
	うち償却費	(11)	(18)			
	その他	14	50			
	支出計	418	645			
	収支差	▲ 15	▲ 112	0	0	0

# 【資料8】 燃料の違いによる電力買取価格の違い等

【燃料種類別電力買取価格（平成26年度当時）】

区分	未利用間伐材等由来の木質バイオマス	一般木質バイオマス 農作物残さ	建設資材廃棄物
調達価格	32円+税	24円+税	13円+税
調達期間	20年間	20年間	20年間

【燃料チップの含水率と発熱量の関係】

（出典：木材工業便覧(1951)）

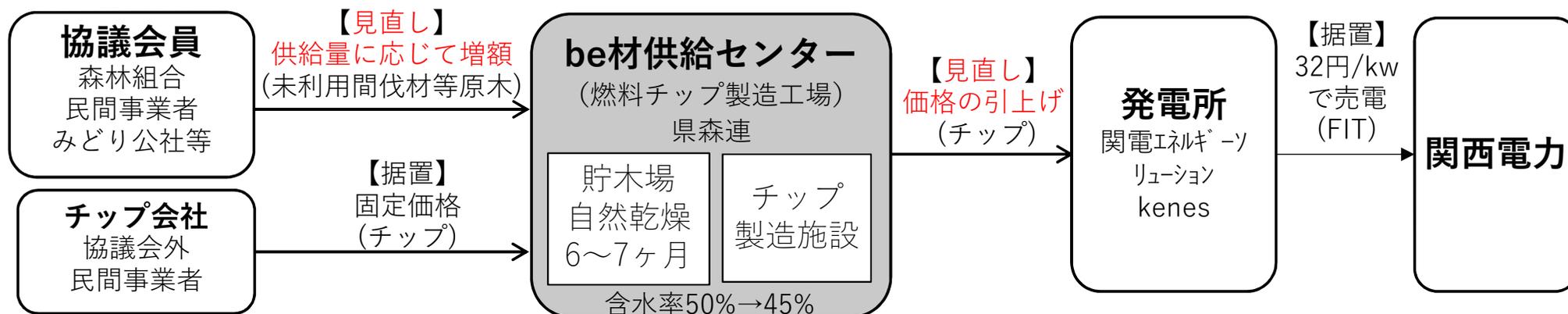
含水率 (%)	発熱量 (kcal/kg)
0	4,562
10	4,020
15	3,749
20	3,476
25	3,208
30	2,937
35	2,666
40	2,395
45	2,124
50	1,853

# 【資料9】 経営改善計画（H30.12）の収支計画

## 【経営改善計画の収支計画】

(単位：百万円)

事業年度		H30.6月	R1.6月	R2.6月	R3.6月	R4.6月	R5.6月	R6.6月	R7.6月	R10.6月	R19.6月
H30計画	売上	696	717	727	736	746	756	765	775	782	326
	その他収入			12	12	12	12	21	43	50	
	収入計	696	717	739	748	758	768	786	818	832	326
	原価	608	639	641	647	651	657	666	675	680	283
	管理費	82	82	82	82	81	78	72	68	68	27
	うち償却費	(20)	(20)	(20)	(20)	(19)	(16)	(10)	(6)	(6)	(2)
	その他	33	33	33	25	19	16	16	16	14	5
	支出計	723	754	755	754	750	752	754	760	762	316
	収支差	▲ 27	▲ 37	▲ 28	▲ 18	▲ 4	4	11	15	20	10
	累積収支	▲ 417	▲ 512	▲ 607	▲ 690	▲ 729	▲ 718	▲ 693	▲ 639	▲ 449	77



【バイオマス発電燃料用チップ供給体制フロー（経営改善計画）】

# 【資料10】 経営改善計画（H30.12）の実行

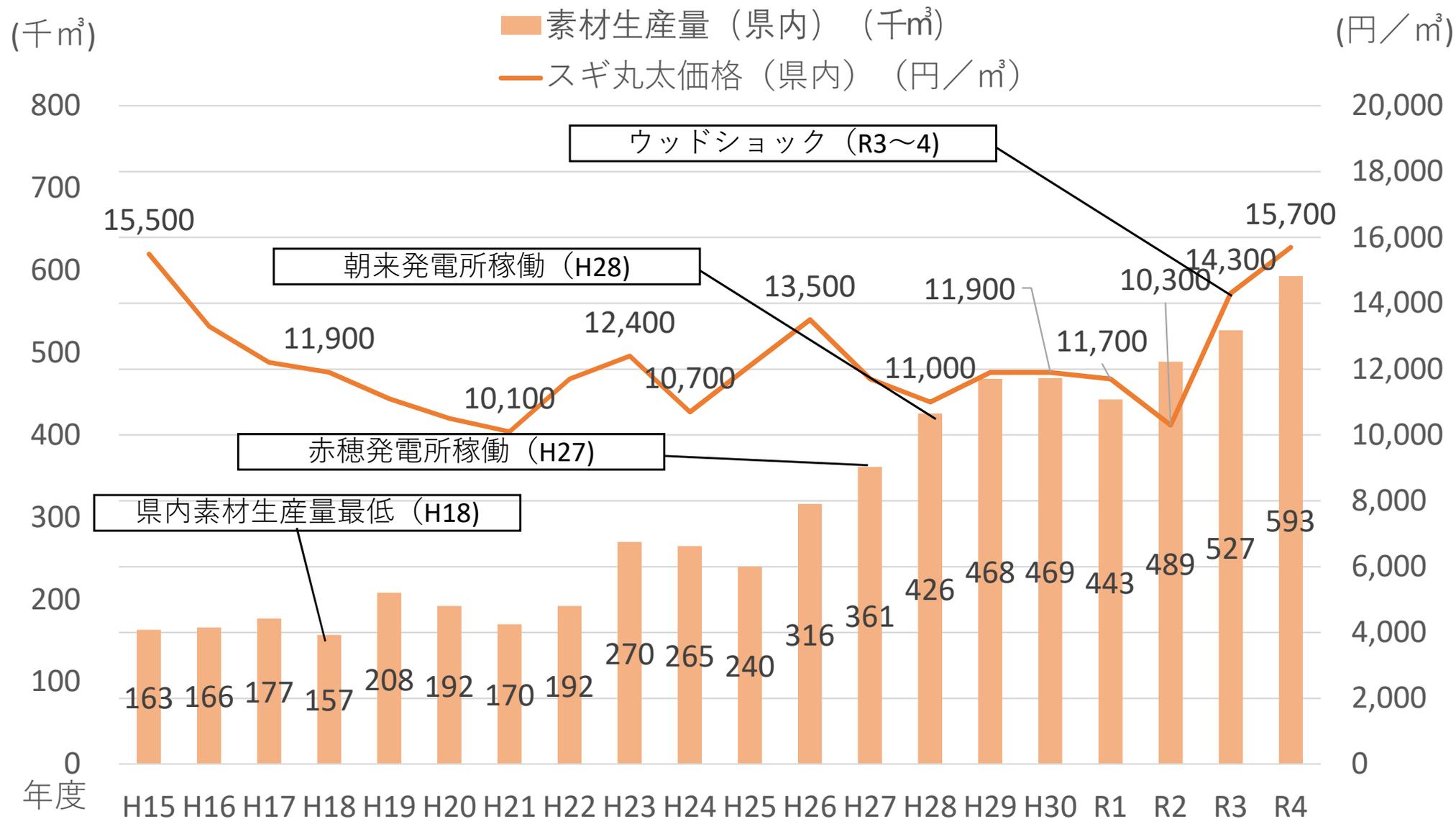
## 【事業改善計画と実績（R4.6月まで）】

（単位：百万円）

事業年度		R1.6月	R2.6月	R3.6月	R4.6月	R5.6月
H30計画	売上	696	717	727	736	746
	その他収入			12	12	12
	収入計	696	717	739	748	758
	原価	608	639	641	647	651
	管理費	82	82	82	82	81
	うち償却費	(20)	(20)	(20)	(20)	(19)
	その他	33	33	33	25	19
	支出計	723	754	755	754	750
	収支差	▲ 27	▲ 37	▲ 28	▲ 18	▲ 4
	累積収支	▲ 417	▲ 512	▲ 607	▲ 690	▲ 729
実績	売上	683	714	740	424	
	原価	600	632	681	418	
	管理費	93	100	106	106	
	うち償却費	(20)	(20)	(20)	(21)	
	その他	29	26	55	17	
	支出計	721	758	842	540	
	収支差	▲ 38	▲ 44	▲ 102	▲ 116	

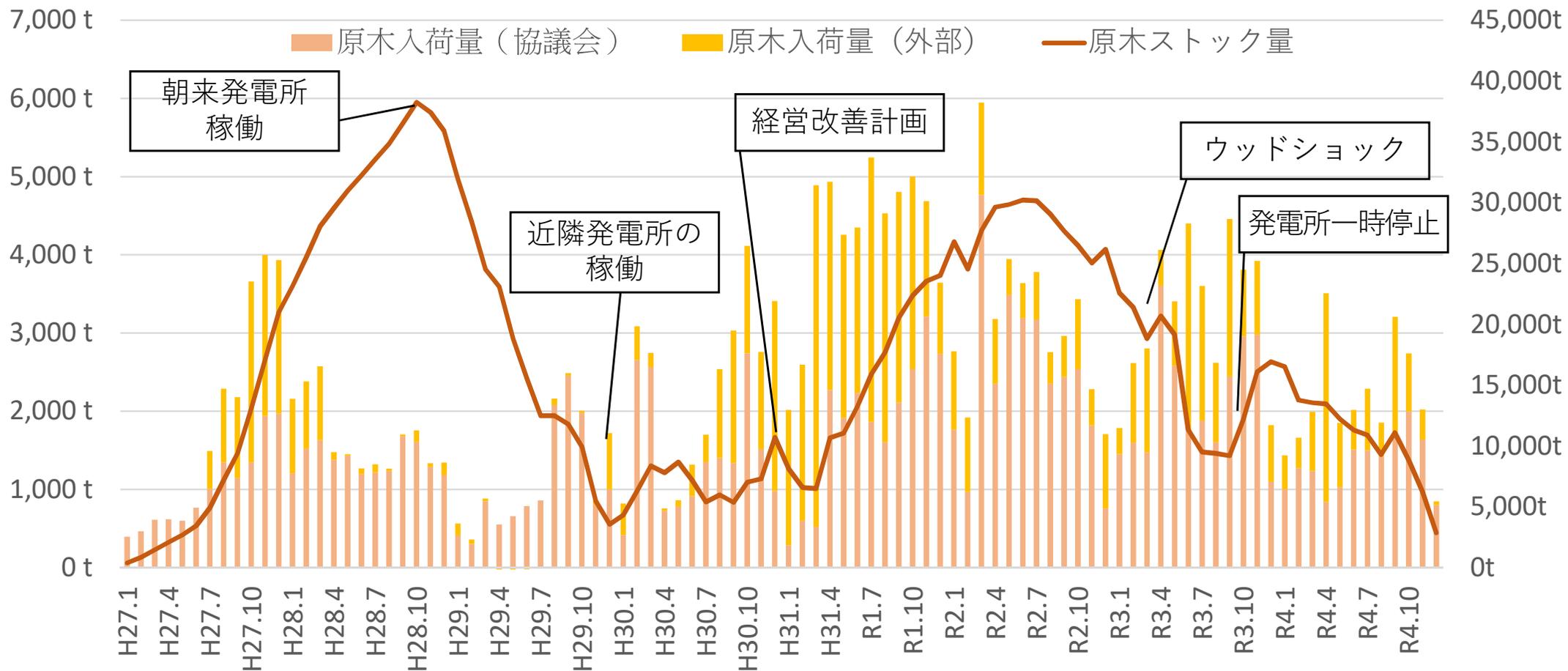
※R3～ウットショックの影響

# 【資料11】 素材生産量と丸太価格の推移（H15～R4）



【素材生産量と丸太価格の推移（H15～R4）】

# 【資料12】 be材供給センター原木集荷量の推移



【be材供給センター原木集荷量の推移】

# 【資料13】 県内外の発電所の概要

## 【県内発電所の事業目的と使用燃料(R5.12時点)】

発電事業者	設置場所	発電規模	運転開始	燃料種類
兵庫パルプ工業(株)	丹波市	18,900kW	H16.10	建設廃材、未利用材、バーク等
(株)日本海水	赤穂市	16,500kW	H27.4	輸入材、未利用材、バーク等
(株)関電エネギソリューション	朝来市	5,600kW	H28.12	未利用材のみ
パルテックエナジ-(株) [兵庫パルプ工業(株)]	丹波市	22,100kW	H29.12	輸入材、未利用材、バーク等
(株)日本海水	赤穂市	30,000kW	R3.1	輸入材、未利用材、バーク等
Daigasガスアド パワーソリューション	姫路市	74,900kW	R5.12	輸入材、未利用材、バーク等

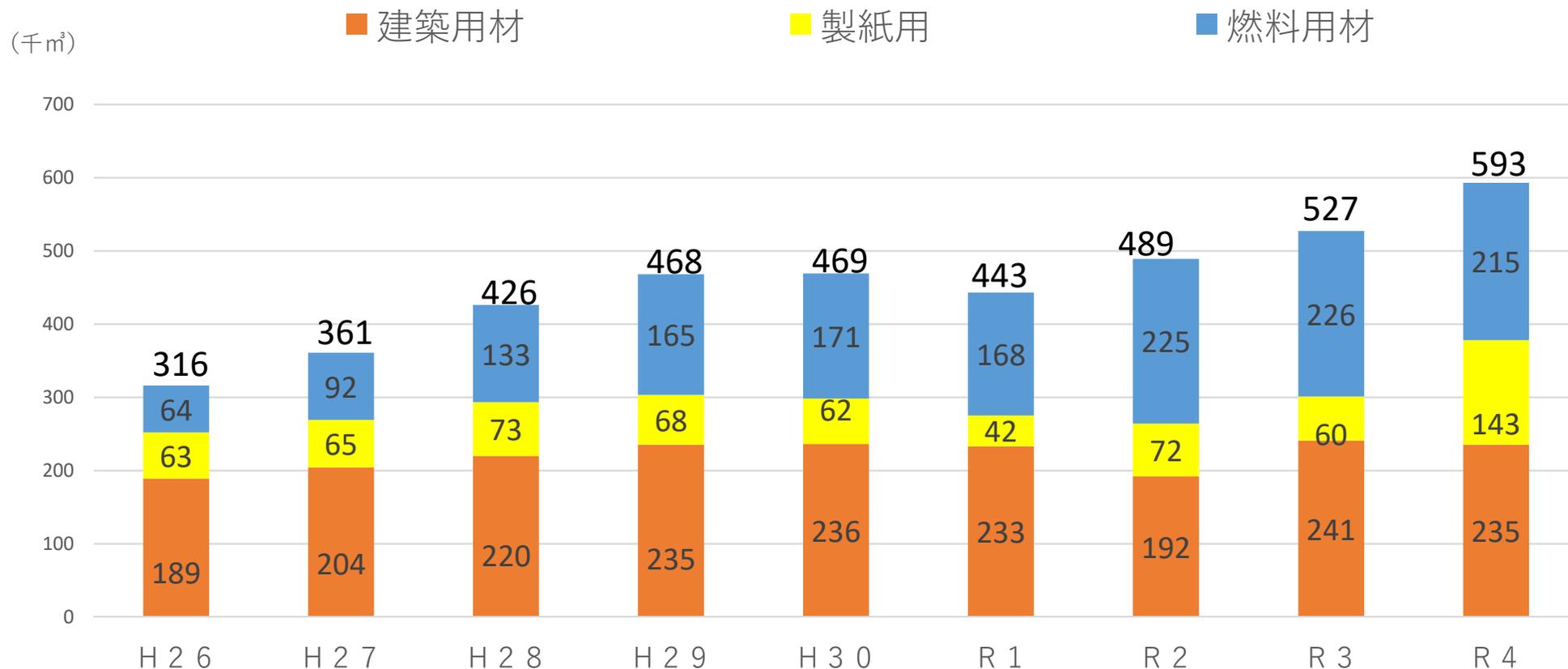
## 【FIT認定を受けた全国の木質バイオマス発電施設の稼働状況(R5.3時点)】

区分	施設数
主に未利用木材 (2,000kW未満)	59
主に未利用木材 (2,000kW以上)	46
主に一般木質・農作物残さ	73
主にリサイクル材	5
計	183

※主な未利用材専焼の発電所(県把握分)

- ・グリーン発電会津(福島県、5,700kw、H24)
- ・グリーン発電大分(大分県、5,700kw、H25)
- ・土佐グリーンパワー(高知県、6,300kw、H27)

# 【資料14】 県内用途別素材生産量の推移（H26～R4）



## 【県内素材生産量と丸太価格の推移】

※用途別素材生産量の統計はH26から開始

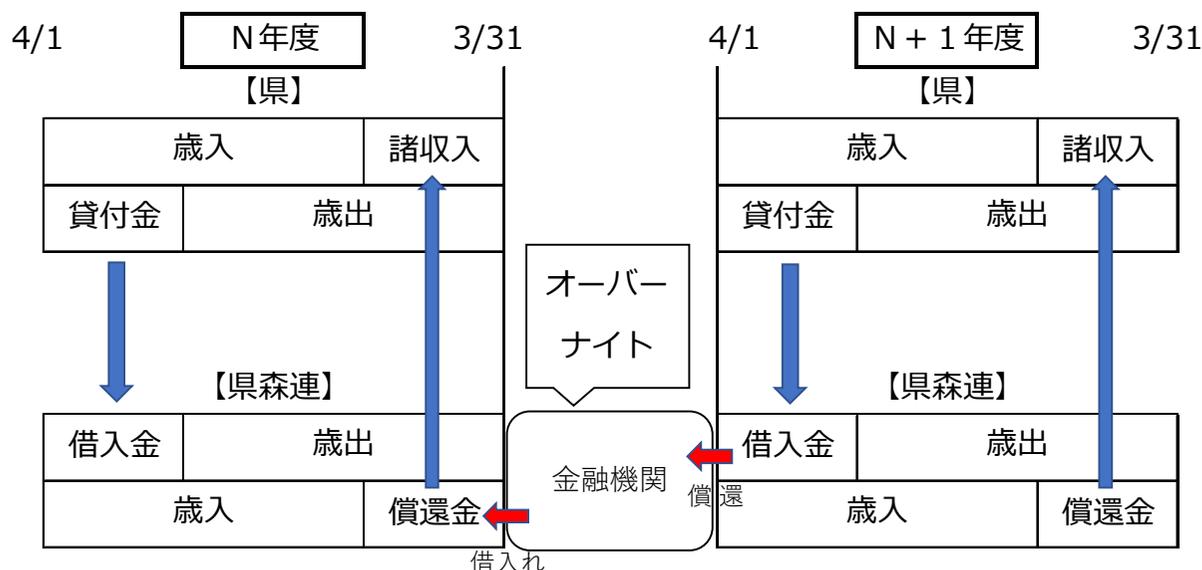
# 【資料15】 包括外部監査による指摘

## (1) 包括外部監査の概要 (R3.7~R4.1)

- ・ 地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づき、公認会計士が、農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理をテーマに外部監査を実施（対象期間：令和2年度）

## (2) 指摘内容 (R4.3)

- ・ 「森林組合等機能強化貸付金について、年度末に一旦全額返済させ、翌年度初日に貸し付ける「オーバーナイト」によって単年度貸付金として処理されており、県の財政状態を適切に反映しなくなることから、県は貸付目的や資金使途を再度整理するとともに、木質バイオマス事業に係る計画の進捗状況や今後の見通しを踏まえた上で要支援額を把握し、県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示するためにも、長期貸付等への切り替えを検討すべきである。」と指摘



【オーバーナイトのイメージ】

# 【資料16】 R4森林組合機能強化資金貸付金要綱（1／3）

## （目的）

第1条 この要綱は、知事が兵庫県森林組合連合会（以下「連合会」という。）に対して森林組合機能強化資金（以下「資金」という。）を貸し付けることについて必要な事項を定め、もって地域林業の中核的担い手として活動している森林組合系統組織の森林管理機能を強化し、森林の多面的機能の維持向上と森林資源の循環利用を促進することを目的とする。

## （資金の貸付け）

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、次に掲げる条件で連合会に資金を貸し付ける。

- (1) 貸付額は、900,000,000円以内とする。
- (2) 貸付対象は、森林の整備、木材の生産、共同利用施設の整備・運営及び木材の共同販売に必要な費用とする。
- (3) 貸付期間は、貸付けの日から令和5年3月31日までとする。
- (4) 貸付利率は、年0.3パーセントとする。ただし、県が必要と認めるときは、別に定めるものとする。

また、利息については日割計算とし、貸付の日から償還の日までの両端入計算の上、円未満の端数は切り捨てるものとする。なお、日割計算にあたり1年は365日とする。

- (5) 貸付金の償還を延滞したときは、貸付期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、延滞金額につき年10.75パーセントの割合で計算した違約金を支払わなければならない。

## （貸付けの申請）

第3条 連合会は、資金の貸付けを受けようとするときは、資金借入申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）を添付して知事に提出しなければならない。

## 【資料16】 R4森林組合機能強化資金貸付金要綱（2／3）

（貸付けの決定）

第4条 知事は、前条の申請書の提出を受けたときは、申請書の内容を審査し、当該申請に係る資金の貸付けを行うことが適当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。

（以下「貸付決定」という。）

2 知事は、貸付決定の内容を貸付決定通知書（様式第3号）により連合会に通知するものとする。

（資金の交付）

第5条 連合会は、前条の貸付決定通知書を受けたときは、資金借入請求書（様式第4号）及び資金借用証書（様式第5号）を知事に提出し、資金の交付を受けるものとする。

（資金の管理等）

第6条 連合会は、善良な管理者の注意をもって資金を管理するものとする。

2 連合会は、資金に係る帳簿を備え、収入及び支出について経理を明確にしなければならない。

（資金の繰上償還）

第7条 知事は、連合会が前条の規定に違反すると認めるときは、当該資金を繰上償還させることができる。

## 【資料16】 R4森林組合機能強化資金貸付金要綱（3／3）

（実績報告）

第8条 連合会は、資金を借り入れた日の属する会計年度の終了後、速やかに当該資金に係る実績報告書（様式第2号）、その他必要な事項に関する報告書を知事に提出しなければならない。

（調査）

第9条 知事は、貸付けに係る債権の管理又は保全のため、必要があると認めたときは、連合会に対して必要な報告を求め、又は関係書類について調査することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付に関して必要な事項は別に定める。